○大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則

昭和54年11月５日

規則第13号

（目的）

第１条　この規則は、ひとり親家庭に対して医療費の一部を給付し適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに生活の安定を図り、もつてひとり親家庭の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　医療保険各法　健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（２）　被保険者等　医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者

（３）　保険証　被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証

（４）　医療費　医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額

（５）　医療機関等　健康保険法第63条第３項第１号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準ずる者

（受給者）

第３条　この規則による医療費の給付を受けることができる者は、大船渡市に住所を有する被保険者等（国民健康保険法第116条及び第116条の２並びに高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の２に規定する被保険者の特例に準じて取扱う者を含む。）である者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（その者に母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第６条第１項に規定する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者がいるときは、これらの者で主としてその者の生計を維持するもの（以下「扶養義務者等」という。）の前年の所得（１月から７月までの受療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）第２条の４第７項に規定する額を超える額であるもの、生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第１項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付を受けている者を除く。）をいう。

（１）　母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第１項に規定する配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子で、出生の日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にあ

る者（以下「児童」という。）を扶養しているもの（前年の所得が政令第２条の４第２項に規定する額以上である者を除く。）及びその者の扶養を受けている児童

（２） 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第３条に規定する父母のない児童

（給付の額）

第４条　この規則により給付する額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

（１） 受給者が児童である場合

（２） 受給者及び扶養義務者等が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市民税（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（大船渡市税条例（昭和29年大船渡市条例第22号）で定めるところにより当該市民税を免除された者を含むものとし、当該市民税の賦課期日において大船渡市に住所を有しない者を除く。）である場合

３　入院に伴う給付の額にあつては、前２項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

（受給者証の交付申請）

第５条　この規則による医療費の給付を受けようとする者は、市長に対してひとり親家庭医療費受給者証（様式第２号。ただし、その者が児童である場合は様式第２号の２。以下「受給者証」という。）の交付を、ひとり親家庭医療費受給者証交付（更新）申請書（様式第１号。以下「受給者証交付（更新）申請書」という。）により、申請しなければならない。

２　前項の申請は、医療費の給付を受けようとする者が、第３条第１号に規定する者の場合は、当該配偶者のない女子又は配偶者のない男子が、同条第２号に規定する者の場合は、当該児童又はその児童の保護者（当該児童を監護し、かつ、その生計を維持する者。以下「保護者」という。）がこれをしなければならない。

（受給者証の交付等）

第６条　市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この規則による医療の給付を

受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めたときは、ひとり親家庭医療費受給者証交付台帳（様式第３号）に記載し、受給資格を認めた者に対し、受給者証を交付するものとし、不適当と認めた者については、ひとり親家庭医療費受給者証交付（更新）申請却下通知書（様式第４号）によりその旨を通知するものとする。

２　前項の受給者証は、毎年８月１日に更新するものとし、更新申請は、受給者証交付（更新）申請書により毎年７月１日から７月31日の間に行わなければならない。ただし、届出事由等に変更がないことが明らかであると認められる場合には、受給者証交付（更新）申請書の提出を求めないことができる。

３　受給者のうち、市長が認定した日以後の最初の３月31日が、その者が18歳に達する日以後の最初の３月31日である者について、同日以降も受給資格を有すると認められる場合には、市長は、その者が18歳に達する日以後の最初の３月31日までに、様式第２号の２による受給者証に替え、様式第２号による受給者証を交付する。

（受給者証の再交付）

第７条　受給者又は保護者は、前条の規定により交付された受給者証を破損又は亡失したときは、市長に対しひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書（様式第５号）により受給者証の再交付を申請することができる。

（給付の期間）

第８条　この規則による医療費の給付期間は、受給者証の交付を受けた日の属する月の初日から受給資格を失つた日の属する月の末日までとする。

（受給者証の提示）

第９条　受給者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする医療機関等に対し、保険証とともに受給者証を提示しなければならない。

（医療費の給付申請）

第10条　受給者又は保護者は、この規則による医療費の給付を受けようとする場合には、医療機関等に医療費の一部負担金を支払つたうえ、市長に対して、給付の申請をしなければならない。

２　前項による医療費給付の申請は、ひとり親家庭医療費給付申請書（様式第６号）を医療機関に提出し、医療機関等記入欄の記載を受けたうえ行うものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、児童が医療機関等で受給者証を提示して医療を受けた場合には、給付の申請があつたものとみなす。

（給付決定等の通知等）

第11条　市長は、前条による申請があつた場合は、その申請の内容を審査し適当と認めたときは、ひとり親家庭医療費給付決定通知書（様式第７号）により、不適当と認めたときは、ひとり親家庭医療費給付却下通知書（様式第８号）により、その旨を受給者又は保護者に通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第３項の規定による申請については、市長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第４条の規定による額を、当該受給者又は保護者に代わり、受給者が医療を受けた医療機関等に支払うことができる。この場合において、当該支払をしたときは、当該受給者又は保護者に給付があつたものとみなす。

（届出の義務）

第12条　受給者又は保護者は、受給者証に記載されている事項、次に掲げる事項について変更があつたとき、受給資格を失つたとき又は給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（１）　保護者氏名又は住所

（２）　保険種別

（３）　被保険者名、加入者名又は組合員名

（４）　保険者名、組合名又は保険者番号

（５）　保険証の記号又は番号

（６）　付加給付の内容

（７）　受給資格の該当要件

（８）　口座番号、銀行名その他振込先に係る事項

（９）　受給者及び扶養義務者等の市民税の課税の有無

２　前項に規定する届出は、ひとり親家庭医療費受給資格変更届（様式第９号）、ひとり親家庭医療費受給資格喪失届（様式第10号）、第三者行為傷病届（様式第11号）により行うものとする。

（受給者証の返還）

第13条　受給者又は保護者は、受給者が第３条に該当しなくなつたとき又は受給者証の有効期間が満了したときは、受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

（損害賠償金との調整）

第14条　市長は、医療費の給付事由が第三者の行為によつて生じた場合であつて、受給者又は保護者が、受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、損害賠償の額の範囲内において医療費を給付しない、又は既に給付した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（医療費の返還）

第15条　市長は、偽りその他の不正行為により、この規則による医療費の給付を受けた者があるときは、ひとり親家庭医療費返還通知書（様式第12号）により医療費の返還通知をし、給付した医療費の額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（備付帳簿）

第16条　市長は、次に掲げる帳簿を備え付けるものとする。

（１）　医療費受給者証交付台帳

（２） 医療費給付台帳（様式第13号及び様式第13号の２）

（３） 収入金等整理台帳（様式第14号）

（補則）

第17条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行し、昭和54年10月１日以後に受ける医療について適用する。

２　大船渡市母子家庭医療費給付規則（昭和53年大船渡市規則第２号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

３　この規則施行の日において、現に旧規則の規定により母子家庭医療費の給付を受けている者は、この規則の相当規定により給付を受ける者とみなして、この規則を適用する。

４　前項に規定する者が現に交付を受けている旧規則第６条第１項の規定による母子家庭医療費受給者証は、第５条第１項に規定する受給者証の交付申請があつたものとみなして、この規則による受給者証が交付されるまでの間、なおその効力を有する。

５　三陸町の編入の日（以下「編入日」という。）前に旧三陸町母子家庭医療費給付条例（昭和54年三陸町条例第19号）及び旧三陸町母子家庭医療費給付条例施行規則（平成７年三陸町規則第２号。以下「旧三陸町条例等」という。）の規定に基づきなされた医療費の給付に関する手続、処分その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

６　編入日に旧三陸町の区域内に住所を有する第３条各号のいずれかに該当するもの（編入日の翌日以後に旧三陸町の区域から編入前の市の区域に転居した者を除く。）に対する医療費の給付については、平成13年度分までに限り、旧三陸町条例等の例による。

附　則（昭和59年12月27日規則第14号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の母子家庭等医療費給付規則の規定は、昭和59年10月１日以後の受療分から適用する。

（経過措置）

２　医療保険各法（国民健康保険法を除く。）の被保険者又は組合員が、第５条の規定に基づき公布の日から起算して１箇月以内に受給者証の交付の申請を行つた場合は、昭和59年10月１日に受給者証の交付を受けたものとみなす。

附　則（昭和60年９月24日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和60年10月４日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成元年３月25日規則第３号）

１　この規則は、平成元年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の大船渡市母子家庭等医療費給付規則（以下「改正規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

３　この規則による改正前の大船渡市母子家庭等医療費給付規則の規定に基づき交付した母子家庭等医療費受給者証の有効期間については、「昭和64年６月30日まで」とあるのは「平成元年７月31日まで」とする。

附　則（平成３年３月26日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大船渡市母子家庭等医療費給付規則の規定は、平成２年４月１日以後の受療分から適用する。

附　則（平成６年５月16日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年９月26日規則第18号）

１　この規則は、平成６年10月１日から施行する。

２　この規則による改正後の大船渡市母子家庭等医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成７年３月23日規則第６号）

１　この規則は、平成７年８月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、平成７年４月１日から施行する。

２　この規則（第３条の改正規定を除く。この項において同じ。）による改正後の大船渡市母子家庭等医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

３　この規則による改正後の大船渡市母子家庭等医療費給付規則第３条の規定は、平成７年４月１日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成９年９月26日規則第16号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の大船渡市母子家庭等医療費給付規則第２条の規定は、平成９年４月１日から適用する。

附　則（平成10年６月25日規則第13号）

この規則は、平成10年８月１日から施行する。

附　則（平成13年11月14日規則第60号）

この規則は、平成13年11月15日から施行する。

附　則（平成14年12月24日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年３月31日規則第６号）

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年９月17日規則第24号）

１　この規則は、平成16年10月１日から施行する。

２　この規則による改正後の大船渡市母子家庭等医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成17年３月31日規則第22号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月31日規則第29号）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年９月26日規則第46号）

１　この規則は、平成18年10月１日から施行する。

２　この規則による改正後の大船渡市母子家庭医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月31日規則第12号）

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の大船渡市母子家庭等医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成21年２月27日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成22年９月22日規則第21号）

（施行期日）

１　この規則は、平成22年10月１日から施行する。ただし、第４条第１項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（大船渡市行政組織規則の一部改正）

２　大船渡市行政組織規則（平成11年大船渡市規則第７号）の一部を次のように改正する。

第４条国保年金課の項第７号中「母子家庭等、寡婦等医療費」を「ひとり親家庭及び寡婦等医療費」に改める。

第６条の３総務課の項第50号及び第６条の４第24号中「母子家庭等」を「ひとり親家庭」に改める。

（大船渡市の申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例規則の一部改正）

３　大船渡市の申請書等において記名及び押印をすべき場合の特例規則（平成８年大船渡市規則第７

号）の一部を次のように改正する。

別表中「

大船渡市母子家庭等医療費給付規則（昭和54年大船渡市規則第13号）	母子家庭等医療費受給者証再交付申請書
	母子家庭等医療費受給資格変更届
	母子家庭等医療費受給資格喪失届

」を「

大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則（昭和54年大船渡市規則第13号）	ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書
	ひとり親家庭医療費受給資格変更届
	ひとり親家庭医療費受給資格喪失届

」に改める。

（大船渡市福祉医療資金貸付基金条例施行規則の一部改正）

４　大船渡市福祉医療資金貸付基金条例施行規則（平成７年大船渡市規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号を次のように改める。

（２）　ひとり親家庭医療費給付事業

附　則（平成25年３月18日規則第14号）

（施行期日）

１　この規則は、平成25年10月１日から施行する。ただし、第２条第４号の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成26年９月25日規則第33号）

この規則は、平成26年10月１日から施行する。

附　則（平成28年３月16日規則第６号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年７月28日規則第42号）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

（大船渡市寡婦等医療費給付規則の一部改正）

3　大船渡市寡婦等医療費給付規則（平成７年大船渡市規則第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号中「又は第２号」を削る。

附　則（平成29年３月16日規則第10号）

（施行期日）

1　この規則は、平成29年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月22日規則第11号）

（施行期日）

1　この規則は、平成31年８月１日から施行する。ただし、第３条の改正規定及び第12条の改正規定は公布の日から、第４条の改正規定及び様式第２号の改正規定は平成31年10月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則（以下「新規則」という。）第５条第１項、第６条第３項及び第10条第３項の規定は、平成31年８月１日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

3　新規則第４条第２項第１号及び様式第２号の規定は、平成31年10月１日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月19日規則第31号）

（施行期日）

1　この規則は、令和２年８月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則の規定は、この規則の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（令和３年11月１日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年６月20日規則第31号）

この規則は、令和５年８月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

ひとり親家庭医療費受給者証交付（更新）申請書

年　月　日

大船渡市長　様

申請者　住　所

氏　名

次のとおりひとり親家庭医療費受給者証の交付（更新）を申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">該　当　要　件</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">受給者</td><td>（フリガナ）
氏　名</td><td colspan="2">（男・女）</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生（満　歳）</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">保護者</td><td>（フリガナ）
氏　名</td><td colspan="2">（男・女）</td><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日生（満　歳）</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>受給者との続柄</td><td></td><td>同居・別居の別</td><td>同居・別居</td><td>生計関係</td><td>生計同一・生計維持</td></tr>
<tr><td rowspan="5">加入医療保険等</td><td>被保険者氏名</td><td colspan="3"></td><td>受給者との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>医療保険の種別</td><td colspan="2"></td><td>記号・番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>保険者名</td><td colspan="2"></td><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>資格取得年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>付加給付の有無</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">振込先</td><td>口座名義人</td><td colspan="2"></td><td>金融機関</td><td colspan="2">銀行　店</td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td colspan="2"></td><td>預金種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="8">（課税台帳閲覧同意書）
上記申請に係る所得確認のために、課税台帳の閲覧を行うことに同意します。
年　月　日　住　所
氏　名</td></tr>
</table>

（Ａ４）

様式第２号（第５条関係）

〔表〕

償還　ひとり親家庭医療費受給者証			
受給者証番号		第　　号	
受給者	住所		
	氏名		男・女
	生年月日	年　月　日	
自己負担額	通院		
	入院		
有効期間		年　月　日から 年　月　日まで	
市及び印			
交付年月日		年　月　日	

（Ｂ７）

〔裏〕

注　　意　　事　　項

1　この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保持してください。

2　医療機関等において診療を受ける場合は、保険証に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。

3　月の初回の受診の際に、「医療費助成給付申請書」を医療機関等の窓口に提出し、医療機関等から請求があつた一部負担金等を医療機関等の窓口で支払つてください。

　後日、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く一部負担金相当額から、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額が還付されます。（受給者が出生の日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある場合又は受給者及びその扶養義務者等が市町村民税非課税である場合は、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く一部負担金相当額が還付されます。）

4　受給者の資格がなくなつたとき、又は有効期間を経過したときは、速やかに、この証を市長に返してください。

5　次のことが生じたときは、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。

(1) 住所、氏名又は加入の医療保険に変更があつたとき。

(2) 受給者及びその扶養義務者等の所得額、扶養人数又は市町村民税課税状況に変更があつたとき。

(3) 振込口座に変更があつたとき。

6　県外の医療機関等でこの証が使えなかつた場合は、領収書（保険診療が確認できるもの）の交付を受け、市長に医療費の給付を申請してください。

7　この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付を受けてください。

8　不正にこの証を使用した者は、刑法により処罰されることがあります。

様式第２号の２（第５条関係）

〔表〕

現物　　ひとり親家庭医療費受給者証			
受給者証番号		第　　号	
受給者	住　所		
	氏　名		男・女
	生年月日	年　月　日	
自己負担額	通　院		
	入　院		
有効期間		年　月　日から 年　月　日まで	
市及び印			
交付年月日		年　月　日	

（Ｂ７）

〔裏〕

注　　意　　事　　項

1　この証は、医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保持してください。
2　医療機関等において診療を受ける場合は、保険証に添えてこの証を必ず窓口に提出してください。
3　この証に記載された額を医療機関等の窓口で支払つてください。
4　受給者の資格がなくなつたとき、又は有効期間を経過したときは、速やかに、この証を市長に返してください。
5　次のことが生じたときは、この証を添えて市長にその旨を届け出てください。
(1) 住所、氏名又は加入の医療保険に変更があつたとき。
(2) 受給者及びその扶養義務者等の所得額、扶養人数又は市町村民税課税状況に変更があつたとき。
(3) 振込口座に変更があつたとき。
6　県外の医療機関等でこの証が使えなかつた場合は、領収書（保険診療が確認できるもの）の交付を受け、市長に医療費の給付を申請してください。
7　この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付を受けてください。
8　不正にこの証を使用した者は、刑法により処罰されることがあります。

様式第３号（第６条関係）

ひとり親家庭医療費受給者証交付台帳

受給者証番号	第　　号	申請書受理年月日	年　月　日	受給者証交付年月日	年　月　日	再交付	年　月　日
（フリガナ） 受給者氏名	（男・女）	住所	（　・　・　変更）	生年月日	年　月　日生	認定要件	
（フリガナ） 保護者氏名	（男・女）	住所	（　・　・　変更）	受給者との続柄		生計関係	同居・別居 生計同一・生計維持
所得判定	受給者・保護者・その他（受給者との続柄　　）	所得金額	円	扶養人数	人	市民税の課税	有・無
有効期間	始期	年　月　日	終期	年　月　日			

加入医療保険等	保険種別	記号・番号	被保険者氏名	続柄	保険者名	所在地	付加給付の内容	備考
	（・・変更）	（・・変更）	（・・変更）		（・・変更）	（・・変更）	（・・変更）	

公費負担医療種別		公費負担保険者		公費負担受給者番号	

振込口座等	口座名義人	金融機関名	本・支店名	口座種別	口座番号	（その他特記事項）
	（・・変更）	（・・変更）	（・・変更）	（・・変更）	（・・変更）	
	（・・変更）	（・・変更）	（・・変更）	（・・変更）	（・・変更）	

（Ａ４）

様式第４号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大船渡市長　　印

ひとり親家庭医療費受給者証交付（更新）
申　請　却　下　通　知　書

年　　月　　日付けで申請された大船渡市ひとり親家庭医療費給付規則による受給者証交付（更新）申請については、下記の理由により交付できませんので通知します。

記

理由

１　この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して書面をもつて審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して１年が経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
２　この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは、市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（Ａ４）

様式第５号（第７条関係）

ひとり親家庭医療費受給者証再交付申請書

受給者証番号	第　　号		
受給者氏名		男・女	年　月　日生
保険種別		保険証記号番号	
保険者名			
再交付申請理由	１　破損（汚損）　２　紛失　３　その他（　　）		
やぶいたり、なくした理由を詳しく書いてください			

上記のとおり、受給者証の再交付を申請します。

年　月　日

届出人（受給者等）

住　所

氏　名

大船渡市長　様

（Ａ４）

様式第６号（第10条関係）

ひとり親家庭医療費給付申請書

年　月　日

大船渡市長　　様

申請者（受給者等）
住　所
氏　名

年　月分の医療費一部負担金の給付を申請します。

受給者名	受給者証番号	保険証記号番号
男　1・女　2	第　　号	
保険種別	区　　分	保険者名
国保（一・退）・社保・共済・船保・後期高齢（　）	本人　1　・　家族　2	
給付金の申請額	円	
給付金の受領方法	受給者証交付申請書に記載した金融機関に振込してください。	

医療機関等記入欄

診療実日数	日	総点数	点	公費負担医療点数	点

一部負担金受領額（公費負担医療自己負担分を含む）（A）	食事療養標準負担額（B）	生活療養標準負担額（C）	標準負担額を除く一部負担受領額（A）－（B）－（C）
円	日　円	日　円	円

上記の一部負担金を受領したことを証明する。

保険医療機関番号
保険医療機関名
管理者名

一部負担金　A	高額療養費等額　B	給付決定額　A－B
円	円	円

注）ア　申請者は、太線の枠内に必要事項を記入してください。
　　イ　医療機関等の証明に代えて、裏面に領収書を貼付することもできます。
　　ウ　医療機関等記入欄の診療実日数は、薬局にあつては、処方箋枚数を記入してください。
　　エ　二重線の枠内は、記入しないでください。

（Ａ４）

様式第７号（第11条関係）

第　　号
年　月　日

様

大船渡市長　　㊞

医療費給付決定通知書

年　月診療分の　　様に係る医療費の一部負担金について、審査の結果、下記のとおり給付することに決定したので通知します。

記

給付額		円
受診医療機関等名		
口座振込払	金融機関名	
	口座番号	
直接払	支払期日	
	支払場所	

付記１　直接払のときは、この通知書と一緒に受給者証及び印鑑を持参してください。

２　この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年が経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

３　この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは、市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（Ａ４）

様式第８号（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大船渡市長　　㊞

医療費給付却下通知書

年　　月診療分の　　様に係る医療費の一部負担金について、審査の結果、下記の理由により給付できませんので通知します。

記

（理　由）

（付記）
１　この決定に不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年が経過すると、審査請求をすることができなくなります。）
２　この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表するものは、市長となります。）、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（Ａ４）

様式第９号（第12条関係）

ひとり親家庭医療費受給資格変更届

受給者証番号		第　　号						
変更事項		変更前			変更後			
受給者	氏名							
	住所							
保護者	氏名		続柄			続柄		
	住所							
加入医療保険等	保険種別							
	被保険者氏名							
	保険者名							
	記号番号							
振込先	口座名義人							
	金融機関	銀行　　店			銀行　　店			
	口座番号							
	預金種別							
その他								
変更年月日		年　　月　　日						

上記のとおり変更があつたので、受給者証を添えて届け出ます。

年　　月　　日

届出人（受給者等）
住　所
氏　名

大船渡市長　様

（Ａ４）

様式第10号（第12条関係）

ひとり親家庭医療費受給資格喪失届

受給者証番号	第　　号	受給者氏名	
資格を喪失するに至つた理由	1　該当要件を満たさなくなつた（年齢、障害程度等） 2　他市町村に転出 3　死亡 4　医療保険の被保険者等の資格の喪失 5　その他（理由　　）		
喪失年月日	年　　月　　日		

上記のとおり、受給資格を喪失したので、受給者証を添えて届け出ます。

年　　月　　日

届出人（受給者等）

住　所

氏　名

大船渡市長　様

（Ａ４）

様式第11号（第12条関係）

第 三 者 行 為 傷 病 届

受給者氏名		性別	男・女	受給者証番号	第　　号
加害者氏名		性別	男・女	生年月日	年　月　日生
加害者住所					
被害の状況					
受診医療機関名		所在地			

上記のとおり、第三者行為により治療しましたので届け出ます。

年　　月　　日

届出人（受給者等）

住　所

氏　名

大船渡市長　様

（注）１　警察署で事故証明書を作成してもらい、この届に添えて提出してください。

２　示談成立のときは、示談書の写しを添えて提出してください。

（Ａ４）

様式第12号（第15条関係）

第　　号
年　月　日

様

大船渡市長　　㊞

ひとり親家庭医療費返還通知書

さきに支給した下記の医療費について、返還されるよう通知します。

記

1　返還医療費

支給年月日	支給金額	返還金額
年　月　日	円	円

2　返還理由

3　返還金納付期日　　年　月　日

4　返還金納付場所

（注）返還金納付の際は、この通知書を必ず持参してください。

（Ａ４）

様式第13号（第16条関係）

医　療　費　給　付　台　帳　（　総　括　）

事業名＿＿＿＿＿＿＿＿　　年　　月決定分

区　　分			件数	日数	費　用　額	保険者負担額	保険優先	高額療養費	自己負担額	給付決定額	備考
被用者保険分	医科	入院									
		入院外									
	歯科	入院									
		入院外									
	調剤										
	柔整										
	合計										
国保分	医科	入院									
		入院外									
	歯科	入院									
		入院外									
	調剤										
	柔整										
	合計										
後期高齢分	医科	入院									
		入院外									
	歯科	入院									
		入院外									
	調剤										
	柔整										
	合計										
合計	医科	入院									
		入院外									
	歯科	入院									
		入院外									
	調剤										
	柔整										
	合計										

（Ｂ４）

様式第13号の２（第16条関係）

医　療　費　給　付　台　帳

保険種別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（父母・児童・父母のない児童）

受給者証番号	受給者氏名		保護者氏名	自己負担区分	保険医療機関番号	入・外	診療年月	診療日数	合計点数	給付割合	負担区分			自己負担額	給付決定額	銀行名　店番 口座番号	備考
	生年月日	性別			保険医療機関名				費用額		保険者負担額	保険優先	高額療養費				

（Ｂ４）

様式第14号（第16条関係）

収　入　金　等　整　理　台　帳

請求年月日	領収年月日	請求先（被保険者名等）	保険種別	父母		児童		父母のない児童		合計		摘要
				請求額	領収額	請求額	領収額	請求額	領収額	請求額	領収額	
合計												
内訳		被用者保険										
		国保										

（Ｂ４）

（注）１　この台帳には、高額療養費、付加給付、損害賠償、不正利得等によつて収入となるべき金額等について記入すること。
　　２　「保険種別」欄には、国保一般、国保退職、被用者本人等と記載すること。

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第２号の２（第５条関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号（第６条関係）

様式第５号（第７条関係）

様式第６号（第10条関係）

様式第７号（第11条関係）

様式第８号（第11条関係）

様式第９号（第12条関係）

様式第10号（第12条関係）

様式第11号（第12条関係）

様式第12号（第15条関係）

様式第13号（第16条関係）

様式第13号の２（第16条関係）

様式第14号（第16条関係）